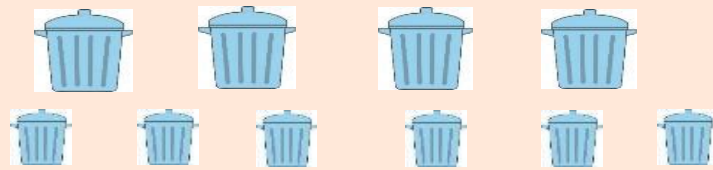


3 食品ロス削減、食品リサイクルについて

食品ロスの削減

- ✓ 食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）量（令和5年度推計）は464万トンとなっている。
- ✓ 事業系食品ロスの発生量（令和5年度推計）は231万トンとなっており、このうち食品製造業が47%、外食産業が29%を占め大部分となっている。

日本の「食品ロス」 約464万トン



事業系

約231万トン



家庭系

約233万トン

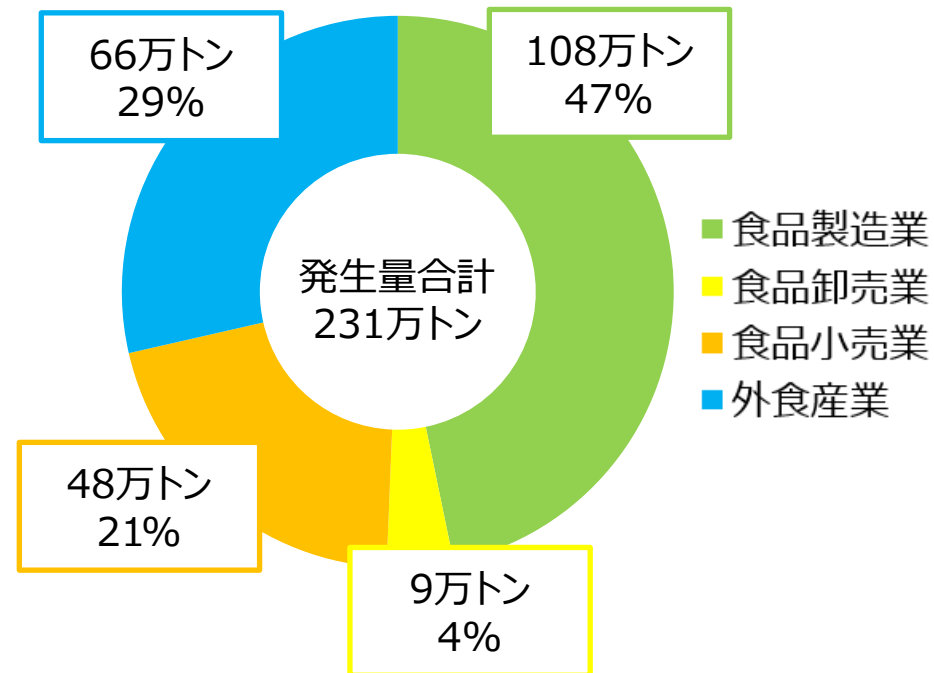


国民1人当たり食品ロス量

1日 約102g

年間 約37kg

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



資料：食品ロス量（令和5（2023）年度推計）
総務省人口推計（2022年10月1日）

事業系食品ロス削減に関する目標

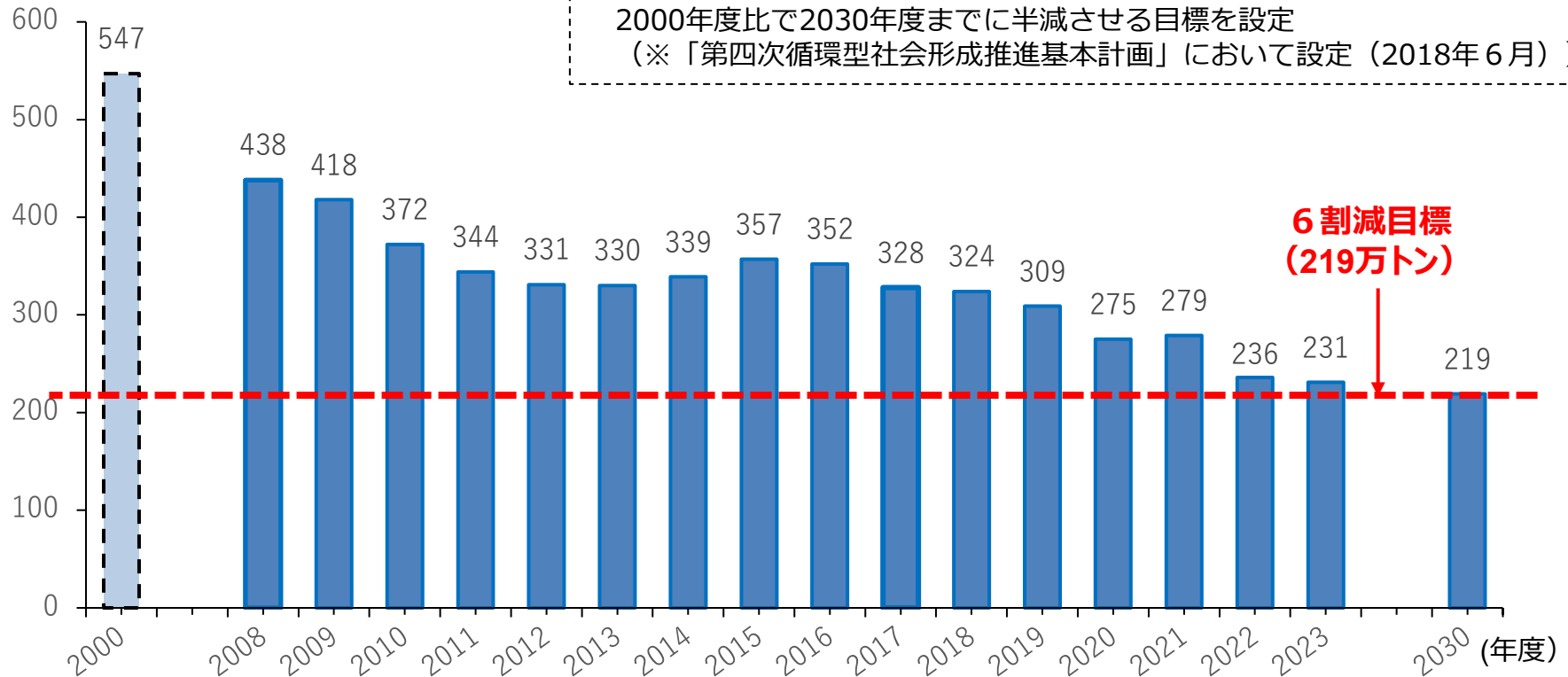
【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに6割減（219万トン）

※食品リサイクル法の基本方針(2025年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度。

※食品リサイクル法の基本方針（2019年7月）において、2000年度比で2030年度までに半減とする目標を設定していたが、2022年度に前倒しで目標を達成。食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会の「食品リサイクル小委員会」等での議論の結果、上記目標に見直し。

事業系食品ロス量（万トン）



(参考) 家庭系食品ロス

2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

(※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定(2018年6月))

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日
第2次基本方針の閣議決定：令和7年3月25日

基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

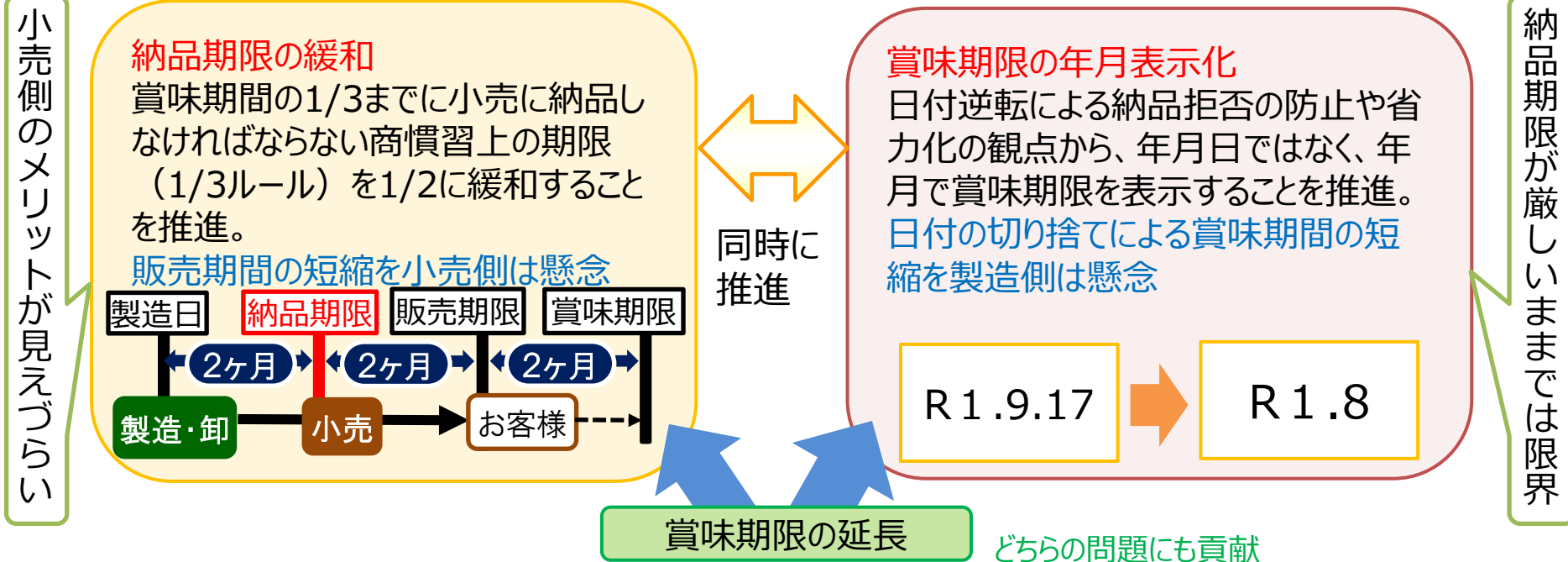
事業系食品ロスの発生要因と対策の方向



	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商慣習 ・食品小売業において、賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない 	<p>商慣習の見直し</p> <p>未利用食品の寄附促進</p>
食品卸売業		
食品小売業		
	○ 販売機会の損失を恐れた多量の発注	需要に見合った販売の推進
	○ 消費者の賞味期限への理解不足	消費者への啓発
外食産業	○ 消費者の食べ残し	「食べきり」「持ち帰り」の促進

① 商慣習の見直し

- ✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。



②未利用食品の寄附促進



食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～

(令和6年12月 食品寄附等に関する官民協議会)

食品ロス削減の有効な施策の一つである未利用食品等を食品寄附に有効活用することについて、食品寄附に関わる各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を取りまとめることにより、食品寄附の社会的信頼性を向上させ、もって食品寄附の促進を図ることを目的としたガイドラインを策定。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf

食品ロス削減緊急対策事業のうち未利用食品の供給体制構築緊急支援

(令和6年度補正予算) 【130百万円】

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

③需要に見合った販売の推進（恵方巻きのロス削減）

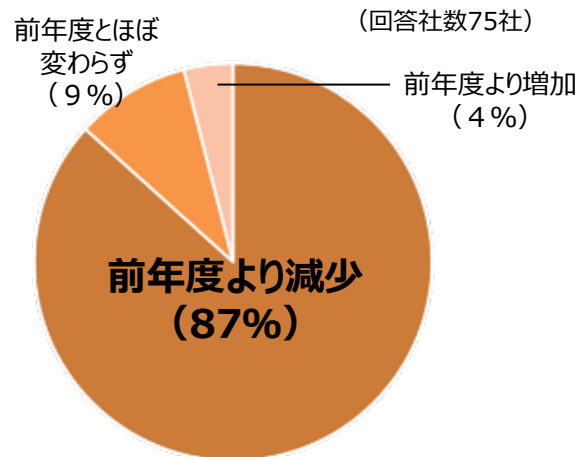
- ✓ 2019年1月に、小売業者の団体に対し、恵方巻きの需要に見合った販売を呼びかけ。
- ✓ 製造計画の見直しやサイズ構成の工夫等の取組を行った結果、約9割の小売業者が前年より廃棄率が改善。
- ✓ 2020年より、恵方巻きのロス削減に取り組む小売事業者に消費者向け啓発資材を提供し、事業者名を公表。
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/kisetsusyokuhin.html)

＜小売業者の団体への呼びかけ内容＞

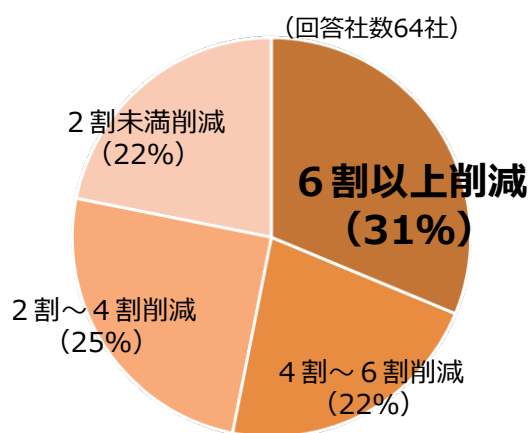
貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえた上で、需要に見合った販売の推進について会員企業への周知をお願い。

＜2019年2月恵方巻きの廃棄の削減状況に係る調査結果＞

【節分時の廃棄率（金額）の前年比較】



【廃棄率の削減割合】



【小売店の販売の工夫の例】

- ・時間帯別製造計画の策定
- ・売れ行きに応じた店内製造の調節
- ・ハーフサイズの品揃えの増加
- ・予約販売の強化

＜啓発資材の例＞



(調査概要)

事務連絡の発出先である食品小売団体（7団体）に対して調査を依頼し、75社から回答を得た
(調査期間：平成31年2月～4月、回収率：18.8%)

④消費者への啓発（てまえどり・食べきり）

- ✓ すぐ食べる場合に商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」、外食における「食べきり」の推進は食品ロス削減の効果が期待
- ✓ 事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組を後押しするため、食品小売事業者、外食事業者に対して、店舗にて、食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけ

【ポスター・POP例】

〈小売店舗向け〉



〈外食店舗向け〉



【活用例】



〈小売店舗向け〉



〈外食店舗向け〉



（どなたでもダウンロード可能です）

食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している**食品廃棄物**について、**発生抑制**と**減量化**により最終的に処分される量を減少させるとともに、**飼料や肥料等**の原材料として**再生利用**するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進。

○主務大臣による基本方針の策定 （令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

- ※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置
- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
 - ・食品の流通過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
 - ・食品の販売過程・・・食品の売れ残りを減少させるための工夫
 - ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

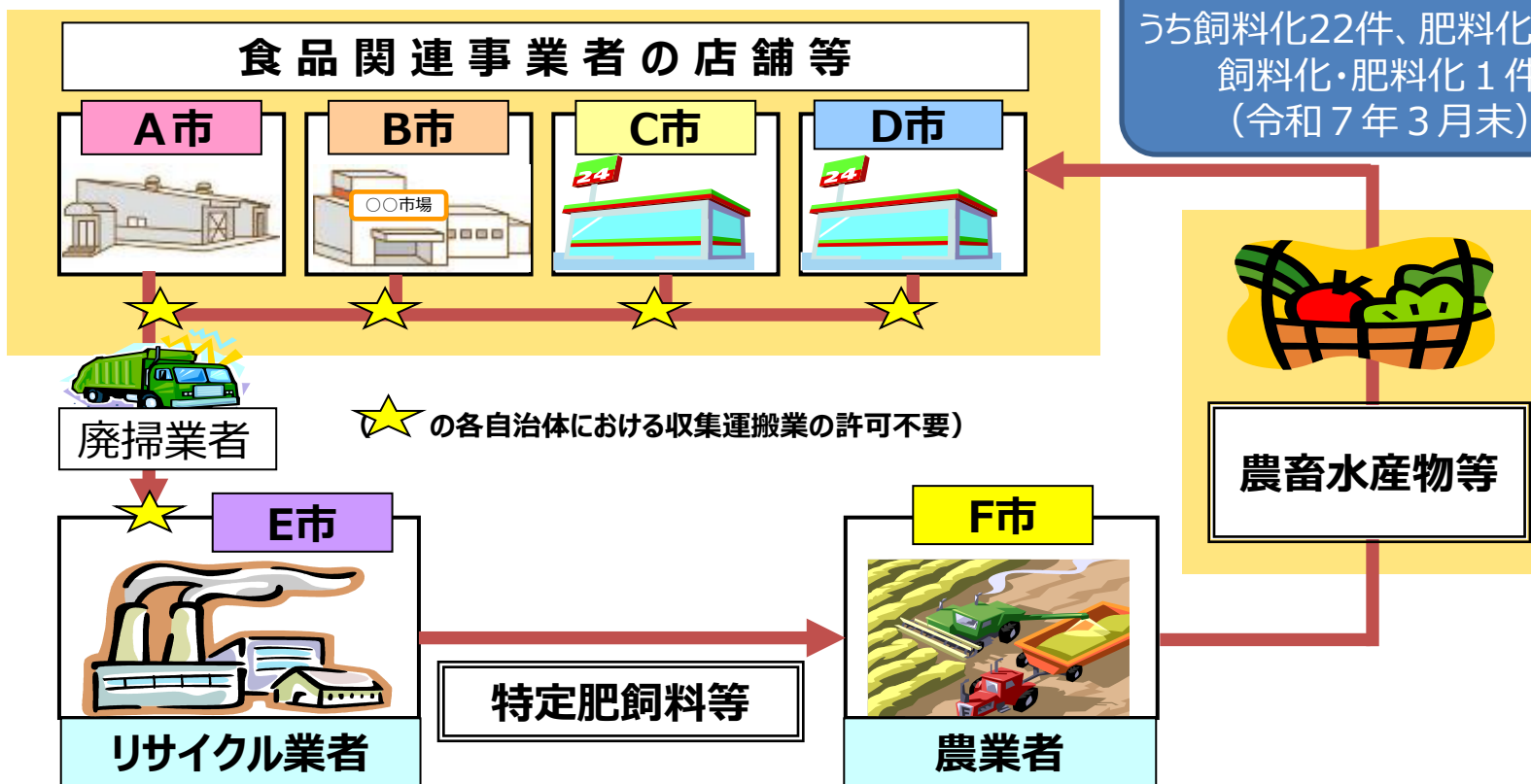
- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

- ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

食品リサイクルループの推進（再生利用事業計画認定制度）

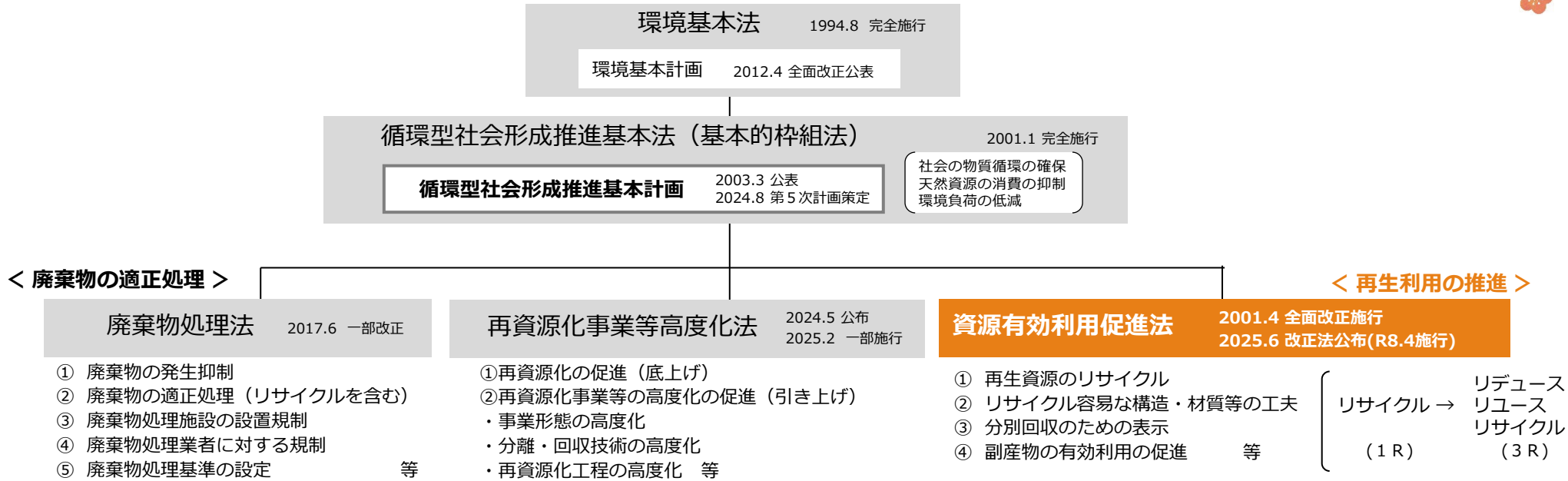
- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。

認定件数：54件
うち飼料化22件、肥料化31件、
飼料化・肥料化1件
(令和7年3月末)



循環型社会を形成するための法体系

容器包装、プラスチック排出抑制・資源循環に関する法律
(詳細は次ページ以降参照)



< 素材に着目した包括的な法制度 >

プラスチック資源循環促進法

2022.4施行

個別物品の特性に応じた規制



グリーン購入法 (国が率先して再生品などの調達を推進)

H13.4 完全施行

我が国における食品に係るプラスチック利用に関する主な制度

指定PETボトル ※



プラスチック製容器包装



その他プラスチック製品
(カトラリー、ストロー等)



一般廃棄物となる容器包装のリサイクルに関する措置を義務付ける

再商品化義務（再商品化費用の支払い）

容器包装リサイクル法 (容リ法)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

対象製品：

義務あり：①ガラス製、②指定PETボトル、③プラ製、④紙製（アルミ不使用の飲料用途を除く）

義務なし：アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パック、段ボール

対象事業者：容器包装の製造又は輸入する者、容器包装を利用する事業者 ※ 小規模事業者を除く

定期報告義務（目標設定、使用実績報告）

対象事業者：小売事業者（食品製造業、外食事業者等のうち一部でも小売を営む者は対象）

対象となる事業規模：前年度において用いた容器包装の量が50トン以上であること

各種資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求める

資源有効利用促進法 (資源法)

資源の有効な利用の促進に関する法律

識別表示義務（リサイクルマークをつける義務）

対象製品：①飲料用アルミ缶、②飲料用スチール缶、③指定PETボトル、④プラ製容器包装、⑤紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用途を除く）、⑥塩ビ建設資材、⑦小型二次電池

New 再生資源の利用計画・定期報告義務

（飲食料品・医薬品等用途を除く）

対象資源：再生プラスチック

対象製品：指定脱炭素化再生資源利用促進製品（①プラ容器包装、②自動車、③家電4品目）

対象となる事業規模：①については生産量(発注量)又は販売量(輸入販売に限る)が1万トン以上の者

New 環境配慮設計の促進：設計指針に則した製品設計、特に優れた環境配慮設計の認定

対象製品：① 指定省資源化製品、② 指定脱炭素化再生資源利用促進製品（自動車、家電4品目、プラ容器包装）、③ 指定再利用促進製品

プラスチック製品の設計段階から使用、排出・リサイクルまで各段階で3R+Renewableの取組を求める。

プラスチック 資源循環促進法 (プラ法)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラ使用製品設計指針（告示）に則して、製品の構造・素材の工夫や、取組に努めなければならない

環境配慮設計の認定制度

製品設計に関する認定基準がある製品（2026年1月施行）New

①清涼飲料用ペットボトル容器、②文具、③家庭用化粧品容器、④家庭用洗浄剤容器

排出の抑制・再資源化等（努力義務）

- ・判断基準省令に則した取組が求められる
- ・取組が著しく不十分な場合、多量排出事業者に対して勧告、公表、命令

多量排出事業者：前年度におけるプラ使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上

※ただし、定期報告制度がない

使用の合理化



- ・判断基準省令に則した取組が求められる
- ・取組が著しく不十分な場合、多量提供事業者に対して勧告、公表、命令

対象製品：全12品目

対象業種：小売業、宿泊業、飲食店等

多量提供事業者：前年度5トン以上

※ただし、定期報告制度がない

※ 指定PETボトル：飲料又は特定調味料（しょうゆ、食酢等）が充填されたPET容器

資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年4月26日法律第48号)

平成13年4月 全面改正施行
令和8年4月 改正法施行

- ① リサイクル対策の強化、② 廃棄物の発生抑制（リデュース）、③ 回収した製品からの部品などの再使用（リユース）対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目指すもの。
- 容器包装等については、消費者が適切に分別排出でき、市町村の分別収集を促進するよう、事業者には**識別表示を義務付けている**ほか、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告***を求めている。

*飲食料品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く

製品対策

使用済物品の発生抑制対策、部品の再使用対策及びリサイクル対策（原材料としての再生利用）の取組を事業者には義務付け。

<原材料>

<製品設計>

<分別・回収>

<リユース・リサイクル>

農林水産省関係

環境配慮設計の促進

- ・資源有効利用・脱炭素化促進設計指針
- ・特に優れた環境配慮設計の認定制度

全19品目

指定省資源化製品

原材料の使用の合理化、製品長寿命化が求められる製品
〔自動車、家電製品など〕

全50品目

指定再利用促進製品

リユース・リサイクルが容易な設計が求められる製品
〔自動車、家電製品、複写機など〕

全5業種

特定再利用業種

再生資源・再生部品利用が求められる業種
〔ガラス容器製造業、建設業 など〕

全6品目

指定脱炭素化再生資源利用促進製品

再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求められる製品
〔自動車、家電4品目、**プラ製容器包装**（飲食料品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く）〕

全5品目

指定再資源化製品

事業者による自主回収や再資源化に取り組むことが求められる製品
認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例
〔パソコン、小型二次電池、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス〕

全7品目

指定表示製品

分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品

副産物対策

事業場で発生する副産物の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）の取組を事業者には義務付け。

<製造>

全5業種

特定省資源業種

副産物の発生抑制、製品製造への利用が求められる業種
〔紙・パルプ製造業、製鉄業 など〕

全2品目

指定副産物

再生資源としての利用が求められる副産物
〔電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊 など〕

指定表示製品（全7品目）

*紙製、プラ製は容リ法対象製品のみ表示義務あり



紙製容器包装
〔段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く〕



プラスチック製容器包装
〔飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く〕



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶



PET
飲料・酒類・特定調味料用ペットボトル
〔内容積が150ml未満のものを除く〕



塩化ビニル製建設資材

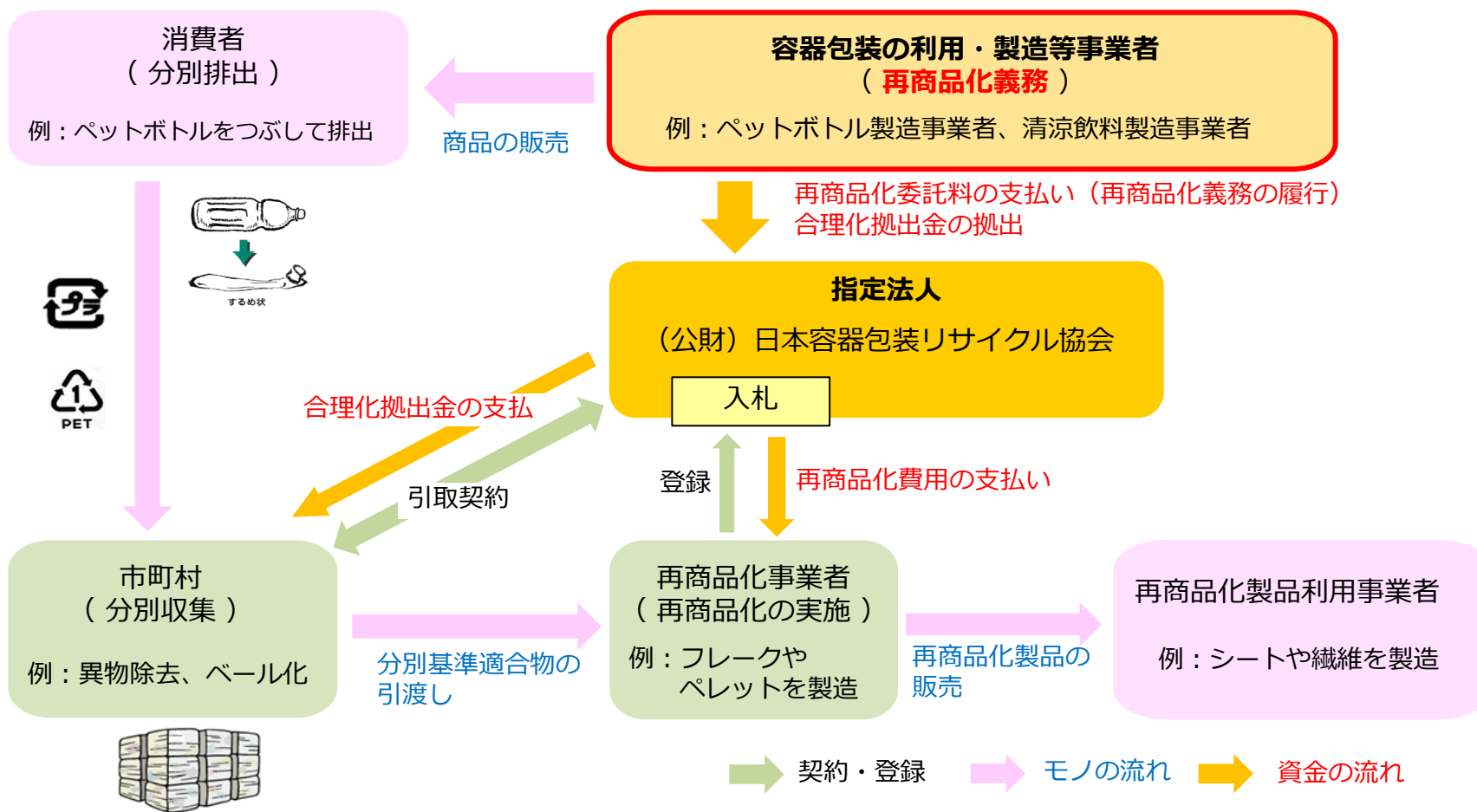


小型二次電池

容器包装リサイクル法の概要①

- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、容器包装の製造事業者・利用事業者に対して一定の責任を負わせる**拡大生産者責任（EPR）**を導入し、**再商品化の義務**を課す。
- **指定法人に委託料金（実施委託料金・抛出委託料金）を支払い**、再商品化を代行してもらうことで、再商品化義務を履行したものとみなされる（容リ法第14条）。

再商品化に至るモノ、資金の流れ（指定法人ルートの場合）



容器包装リサイクル法の概要②

制度の対象となる事業者（特定事業者）

特定容器を利用・製造・輸入する事業者と、特定包装を利用する事業者（特定事業者）には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を引き取り、再商品化をする義務がある。



特定容器製造等事業者 (容器・包材メーカー)

特定容器を製造又は輸入



特定容器利用事業者 (食品メーカー等)

特定容器に詰めた商品を製造、又は輸入



特定包装利用事業者 (小売業者等)

特定包装を利用

ただし、常時従業員数と年間売上高について、以下の条件を**両方とも満たす場合**に限り、**小規模事業者**として適用除外。

主な業種	常時従業員数	年間売上高
製造業など	20人以下	2億4,000万円以下
商業・サービス業	5人以下	7,000万円以下

制度の対象となる容器包装（特定容器・特定包装）

容器包装のうち一般廃棄物で、中身が使用され、中身と分離された場合に不要になるものをいう。

法の対象となる容器包装

ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



PETボトル

飲料、酒類、特定調味料※に用いるPETボトル



※しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料

プラスチック製容器包装

(飲料、酒類、特定調味料に用いるPETボトルを除く)

プラスチック製ボトル、スーパーのレジ袋、発泡スチロールトレイ、ラップフィルムなど



※ 複数の素材で構成される容器包装は、素材のうち最も重いものに分類。

対象外の容器包装

容器包装廃棄物のうち、下記の容器包装については再商品化義務がない。



自主回収の認定 (容器包装リサイクル法第18条)

- 特定事業者は、一定の回収率（おおむね90%）に達するものとして、**主務大臣の認定を受けた回収方法で自ら回収する容器包装は再商品化義務は免除**される（例：リターナブルのビールびんや牛乳びんなど）。
- 認定を受けた事業者は、認定に係る回収の実施状況について主務大臣への報告しない。

1. 自主回収申請・報告

参照：容リ法第18条に基づく自主回収の認定に係る留意事項
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_yosiki/index.html

申請期限： 再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度の6月末日まで

申請書： 様式1「自主回収認定申請書」

定期報告： 毎年、事業年度終了後3ヵ月以内に、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告（第18条第3項）

報告書： 様式2「自主回収状況報告書」

※1. 主務大臣は、認定に係る回収の方法がおおむね90%以上の回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、認定を取り消すことができる（法第18条第4項）

※2. 容器の軽量化などにより、認定を受けている特定容器包装を新しい容器包装に切り替えた場合は、現行の認定容器を取消し、新容器は認定申請が必要。

2. 自主回収認定状況（農林水産省所管業種）

（令和8年3月31日時点）

		事業者数	製品数	用途 （カッコ内は用途別の認定数）
ガラス製	総認定数 （取消分含む）	63社	278製品	牛乳・乳飲料等(185)、食料品又は清涼飲料(27)、炭酸飲料(36)、汎用(4)、しょうゆ(6)
	現在	62社	61製品	牛乳・乳飲料等(31)、食料品又は清涼飲料(13)、炭酸飲料(13)、汎用(4)、しょうゆ(一)
紙製	総認定数 （取消分含む）	2社	4製品	鶏卵用パック(4)
	現在	1社	1製品	鶏卵用パック(1)
プラ製	総認定数 （取消分含む）	7社	12製品	牛乳瓶のキャップ(10)、鶏卵用パック(2)
	現在	2社	3製品	牛乳瓶のキャップ(3)、鶏卵用パック(一)
合計	総認定数 （取消分含む）	64社	294製品	
	現在	23社	65製品	



（参考）国税庁所管業種は、令和7年10月31日現在で22製品

【出典】日本容器包装リサイクル協会 <https://www.jcpra.or.jp/library/status/recall.html>

容器包装リサイクル法における関係省庁の役割



- 法制度全体は、環境省、経産省が所管。
- 事業者による再商品化義務等の履行を業所管 5 省庁が指導

制度全体を所管

- 【環境省】 分別収集、リサイクルを含む容器包装廃棄物の観点から所管
- 【経済産業省】 再商品化事業者及び再商品化製品の利用の観点から所管

業所管

【環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省】

所管業種が容器包装を利用及び製造することから、その事業者の義務履行等の観点から所管

各省の所管業種

- ・ 農林水産省：飲食料品製造業（酒類を除く）、飲食料品卸売業（酒類を除く）、飲食料品小売業（酒類を除く）、花・植木小売業、飲食店、飼料製造業等
- ・ 財務省：酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業、たばこ卸売業、酒類小売業等
- ・ 厚生労働省：医薬品製造業、医薬品卸売業等
- ・ 環境省：愛がん用動物卸売業、愛がん用動物小売業等
- ・ 経済産業省：各種商品小売業、他省が所管するものを除く製造業、卸売業、小売業

指定法人

環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省

環境配慮設計の取組 (プラスチック資源循環促進法 第7条関係)

- **プラスチック資源循環促進法**に基づき、**国が設計指針を策定**し、プラ使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定め、**特に優れたプラスチック使用製品の設計を国が認定**。認定プラスチック使用製品は**グリーン購入法上の配慮や製造施設・設備**を国が支援。
- 2025年7月に「清涼飲料用ペットボトル容器」を含む4製品分野の製品設計基準を定め、各製品設計基準に基づき2026年2月に初めての設計認定を行った。清涼飲料用ペットボトル容器については、5社18製品が設計認定されている（令和8年2月10日現在）。

プラスチック使用製品設計指針

(令和4年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 構造	① 減量化	② 包装の簡素化
	③ 長期使用化・長寿命化	④ 再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤ 単一素材化等	⑥ 分解・分別の容易化
	⑦ 収集・運搬の容易化	⑧ 破碎・焼却の容易化
(2) 材料	① プラスチック以外の素材への代替	② 再生利用が容易な材料の使用
	③ 再生プラスチックの利用	④ バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4) 情報発信及び体制の整備		
(5) 関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		
<ul style="list-style-type: none"> • 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施すること • 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること 		

設計認定制度

指定調査機関による技術的な調査（設計調査）において、**製品分野ごとに別に定める基準（製品設計基準）**等への適合を確認し、**国（主務大臣）が設計認定**を行う。

清涼飲料用ペットボトル容器の設計認定基準（告示）

(令和7年7月24日公布、令和8年1月25日施行)

- ① **指定PETボトルの自主設計ガイドライン**（※）における必須事項の全ての項目を満たすこと。
- ② 1本当たり（ラベル、キャップを除く）の重量が、**用途・容量別に定める軽量化基準を満たすこと**。
- ③ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの合計が1本当たりの重量の**15%以上**であること。

(※) 自主設計ガイドラインの主なポイント

キャップ（PE又はPP）

- PVC 不使用
- 比重・風選・洗浄で分離可能
など

ボトル（PET）

- PET単体
- 無着色
など

ラベル（PS等）

- アルミ不使用
- PVC不使用
- 比重 1.0 未満のPE
又はPPが主材
など

製品設計認定


下記4製品分野について、各製品設計基準に基づき、2026年2月に初めての設計認定を行った。

- ① **清涼飲料用ペットボトル容器（5社18製品）**
- ② 文具
- ③ 家庭用化粧品容器
- ④ 家庭用洗浄剤容器

特定プラスチック使用製品の使用の合理化 (プラスチック資源循環促進法 第28条関係)

- 商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの(特定プラスチック使用製品)について、提供事業者が取り組むべき事項として判断基準を定めている。
- 食品関連では、カトラリー類の提供にあたり、消費者への確認や木製代替素材の製品の提供などが行われている。

特定プラスチック使用製品 (政令指定)

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none">●各種商品小売業(無店舗のものを含む) : 総合スーパー、百貨店 等●飲食料品小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む) : コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等●宿泊業 : ホテル、旅館 等●飲食店 : レストラン、喫茶店 等●持ち帰り・配達飲食サービス業 : フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ	<ul style="list-style-type: none">●宿泊業 : ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー	<ul style="list-style-type: none">●各種商品小売業(無店舗のものを含む) : 総合スーパー、百貨店 等●洗濯業 : クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令 第5条 (令和4年政令第25号)

取り組むべき事項 (判断基準省令)

- ① **目標を設定**し、これを達成するための取組を計画的に行う、
- ② **特定プラスチック使用製品の使用の合理化**

提供方法の工夫

- (1)有料化、(2)ポイント等の還元
- (3)意思確認の徹底(声かけ)、(4)繰り返し使用の促進

製品の工夫

- (1)バイオマスプラスチック製品の提供、(2)再生プラスチック製品の提供
- (3)紙製・木製・金属製等のプラスチック以外の素材を利用した製品の提供
- (4)適切な寸法の製品の提供、(5)繰り返し使用が可能な製品の提供

- ③ 情報の提供
- ④ 体制の整備等
- ⑤ 安全性等の配慮、
- ⑥ 実施状況等の把握等
- ⑦ 関係者との連携、
- ⑧ 本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化
- ⑨ 約款の定め

特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令(令和4年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)

プラスチック資源循環に係る国内外の政策

2019年5月	プラスチック資源循環戦略 策定 3R + Renewableの基本原則と6つの野心的なマイルストーン
6月	G20大阪サミット 日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有（現在87か国・地域が共有）
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化（2019年12月に、容器包装リサイクル法に基づく判断基準省令を改正）
2022年3月	第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）決議 プラスチック汚染対策に関する条約策定のための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことを決定。
2022年4月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行 （2023年6月公布）
2023年5月	G7広島サミット 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラ汚染を終わらせることへのコミット
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を重要な政策課題と位置づけ、政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定
12月	プラスチック汚染に関する条約 第5回政府間交渉委員会（INC5）再開会合（2025年～） プラスチック素材の生産、製品の使用、廃プラスチックの廃棄物管理・リサイクル等で懸隔が大きく合意に至らず。 2025年8月（INC5.2） ： バヤス議長（エクアドル）から条文案が提示されたが、各国の意見の懸隔が大きく合意には至らず 2026年2月（INC5.3） ： バヤス前INC議長の後任にコルダノ新INC議長（チリ）を選出
	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定 サーキュラー・エコノミー実現を国家戦略として進めるべく、 循環経済に関する関係閣僚会議 （2024年7月設置）でとりまとめ。
2025年2月	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行 （2024年5月公布） 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を措置
2026年4月	改正資源有効利用促進法 施行 （2025年6月公布） 再生材の利用に関する計画の提出・定期報告を義務付け等を措置（計画提出は2027年9月、定期報告は2028年9月から開始）

食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース

(2026年4月17日時点)

趣旨

- プラスチック製の食品容器包装は、国内のプラスチック製品消費の1/4超を占めるが、食品の品質維持等に重要な役割を果たすもの
- 食品容器包装における再生プラスチックの活用には、解決すべき課題も多いことから今後の取組方向を整理するため、官民合同の「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を2025年10月に設置。

開催状況

2025年10月から毎月開催。

- 第1回（10月）食品容器包装プラをめぐる情勢（農水省）
- 第2回（11月）プラ資源循環に関する施策（経産省・環境省）
- 第3回（12月）リサイクルの取組紹介等
(JPEC、CLOMA、RPJ、全清飲)
- 第4回（1月）食品業界等の取組紹介
(6団体・企業、プラ工連、エフピコ)
- 第5回（2月）ケミカルリサイクル、認証、製品設計等の情報提供
(三井化学、PSジャパン、エコマーク事務局、TOPPAN)
- 第6回（3月）CPs実証事業、小売業界の取組、欧州の動き
(CLOMA、プラ協、フラチェン協会、EEFA)
- 第7回（4月）欧州の食品企業への対応状況
食品産業におけるプラ資源循環に向けた今後の取組方向
- 第8回（5月）食品産業におけるプラ資源循環に向けた今後の取組方向
- 第9回（6月）食品産業におけるプラ資源循環に向けた今後の取組方向

構成員

吉岡 敏明 (座長)	東北大学大学院 環境科学研究科 研究科長
夫馬 賢治	株式会社ニューラル代表取締役CEO 信州大学 グリーン社会協創機構 特任教授
清水 浩	日本プラスチック工業連盟 専務理事
小山 博敬	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 会長
南部 博美	クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス事務局 技術統括
大角 亨	(一財) 食品産業センター 専務理事
平野 隆之	(一社) 全国清涼飲料連合会 サントリーホールディングス株式会社 サステナビリティ経営推進本部 部長
阿部 勲	(一社) 日本パン工業会 専務理事
片桐 薫	(一社) 日本植物油協会 専務理事
鈴木 一十三	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会 株式会社ローソン 理事執行役員 サステナビリティ推進室長
木村 公亮	全日本菓子協会 森永製菓株式会社 生産本部 調達部 材料グループマネジャー
田頭 祐介	全国マヨネーズ・ドレッシング類協会 キューピー株式会社 広報・サステナビリティ本部 サステナビリティ推進部 環境チームリーダー
川崎 順司	(一社) 日本冷凍食品協会 常務理事
吉井 巧	(一社) 日本即席食品工業協会 専務理事
岡田 知久	日本ハム・ソーセージ工業協同組合 日本ハム株式会社 広報サステナビリティ部 主事
葛尾 雄大	(一社) 日本乳業協会 森永乳業株式会社 サステナビリティ本部 サステナビリティ推進部 マネージャー
経済産業省	イノベーション・環境局 GX グループ 資源循環経済課
環境省	環境再生・資源循環局 資源循環課

食品産業分野の地球温暖化対策

- 地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、農林水産省地球温暖化対策計画に基づき、取組を推進。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地球温暖化対策計画）

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。



地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
2050年「ネット・ゼロ」、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。
※中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
また、2035年度、2040年度において、2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- 部門別エネルギー起源CO2削減率
産業部門：2030年までに38%減（従来目標 7%減）
業務部門：2030年までに51%減（従来目標40%減）



農林水産省地球温暖化対策計画（令和7年4月15日改定）

- 政府の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、農林水産分野の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、農林水産省が自主的に策定する計画。
- 2050年ネット・ゼロの実現や1.5℃目標に整合的で野心的な目標としての2035年度60%、2040年度73%の温室効果ガス削減に向け、「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、2025年4月に「農林水産省地球温暖化対策計画」を改定し、農林水産分野における地球温暖化対策を最大限推進。
【食品分野の取組】
〈食品産業等における温室効果ガス排出削減対策〉
 - ・ 自主行動計画策定済み 19 団体に対し、食品産業全体における温室効果ガス排出量のカーボン率向上のため、参加企業の拡大に向け更なる働きかけを進めていく。
 - ・ 技術の発展等により新たな「経済的に利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）」の普及が可能となった場合には目標水準の更なる引き上げについて不断の見直しを促す。
 - ・ 自主行動計画を策定していない業種、団体については、計画策定に向け働きかける。

食品産業等における自主行動計画のフォローアップ

○ 温室効果ガスの削減を目的とした、日本の産業界による自主的取組。日本経済団体連合会（経団連）を中心とした業界団体が策定。農林水産省所管業種として19団体が策定。

自主行動計画の進捗状況 (2023年度実績)

○ 食品産業団体を中心に自主行動計画について以下の取組みを進めながら、2030年度目標の達成を目指す。

- ・ 参加企業の拡大
- ・ 目標水準の引き上げ
- ・ 策定に向けた働きかけ

○ 策定された計画を国は審議会等によりフォローアップを行う。農林水産省においては、「食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会林政審議会施策部会地球環境小委員会 水産政策審議会企画部会地球環境小委員会合同会議」において毎年報告、フォローアップを実施。

	2024年5月以降の 目標改定	2030年度目標				
		【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】 (基準年度比)	【2022年度実績】 (基準年度比)	【2023年度実績】 (基準年度比)
日本スターチ・糖化工業会		CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 30.3%	▲ 18%	▲ 17%
日本乳業協会		CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 38%	▲ 32%	▲ 39%
全国清涼飲料連合会	25年3月に改定	CO ₂ 原単位⇒CO ₂ 排出量	2012年度⇒2018年度	▲18%⇒▲50%	▲20%⇒▲3%	▲29%⇒▲8%
日本パン工業会		CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 13%	▲ 32%	▲ 39%
日本缶詰びん詰レトルト食品協会		エネルギー消費原単位	2009年度	▲ 19%	▲ 35%	▲ 16%
日本ビート糖業協会		エネルギー消費原単位	2010年度	▲ 15%	▲ 18%	6%
日本植物油協会		CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 6.5%	▲ 10%	▲ 17%
		CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 6.5%	▲ 9%	▲ 14%
全日本菓子協会		CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 17%	▲ 13%	▲ 17%
		CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 17%	▲ 26%	▲ 34%
精糖工業会		CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 22%	▲ 26%	▲ 26%
日本冷凍食品協会		エネルギー消費原単位	2013年度	▲ 15.7%	▲ 7%	▲ 6%
日本ハム・ソーセージ工業協同組合		エネルギー消費原単位	2011年度	▲ 17%	▲ 1%	▲ 4%
製粉協会		CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 32.1%	▲ 26%	▲ 29%
全日本コーヒー協会		CO ₂ 排出原単位	2005年度	▲ 25%	▲ 57%	▲ 56%
日本醤油協会		CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 30%	▲ 32%	▲ 40%
日本即席食品工業協会	25年1月に改定	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲10%⇒▲30%	▲ 11%	▲ 19%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会		CO ₂ 排出量	2012年度	▲ 21.7%	▲ 29%	▲ 36%
		CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲ 17.9%	▲ 31%	▲ 37%
日本精米工業会		エネルギー消費原単位	2005年度	▲ 12%	▲ 12%	▲ 16%
日本加工食品卸協会	24年5月に改定	エネルギー消費原単位	2011年度⇒2013年度	▲5%⇒▲30%	▲11%⇒▲13.4%	▲16%⇒▲18%
日本フードサービス協会		エネルギー消費原単位	2013年度	▲ 15.7%	▲ 23%	▲ 31%

食品産業等における気候変動対応の情報開示等



- SDGs、パリ協定を受け、近年、機関投資家の投資判断において、ESG投資の要素、中でも気候変動への対応が重視される。
- 2017年に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終報告書が公表され、国内企業の取組も加速。

2015年	・パリ協定採択 ・G20からの要請を受け、金融安定理事会（FSB）がTCFDを設立
2017年	TCFD最終報告書（TCFD提言）公表
2018年	TCFDガイダンス公表（経済産業省） （業種別ガイダンス部分は5業種（自動車、鉄鋼、化学、電機・電子、エネルギー）が対象）
2019年	TCFDコンソーシアム（TCFDに賛同する企業、金融機関が一体となり、効果的な情報開示や開示情報を金融機関等の適切な投資判断につなげるための取組について議論する場）設立
2020年	業種別ガイダンスとして、既存の5業種に加え新たに食品を含む4業種を追加したTCFDガイダンス2.0を公表（TCFDコンソーシアム）
2021年	食品事業者向けのTCFD手引書（入門編）を公表（農林水産省）
2022年	・食品事業者向けのTCFD手引書（実践編）を公表（農林水産省） ・TCFDガイダンス3.0を公表（TCFDコンソーシアム）

TCFD最終報告書（2017年）のポイント

TCFDは企業等に対し、気候変動関連リスク及び機会に関する下記の項目について開示することを推奨。

- ・**ガバナンス**：どのような体制で検討し、それを企業経営に反映しているか。
- ・**戦略**：短期・中期・長期にわたり、企業経営にどのように影響を与えるか。またそれについてどう考えたか。
- ・**リスク管理**：気候変動のリスクについて、どのように特定、評価し、またそれを低減しようとしているか。
- ・**指標と目標**：リスクと機会の評価について、どのような指標を用いて判断し、目標への進捗度を評価しているか。

各国のTCFD賛同機関数（2023年11月24日時点）

